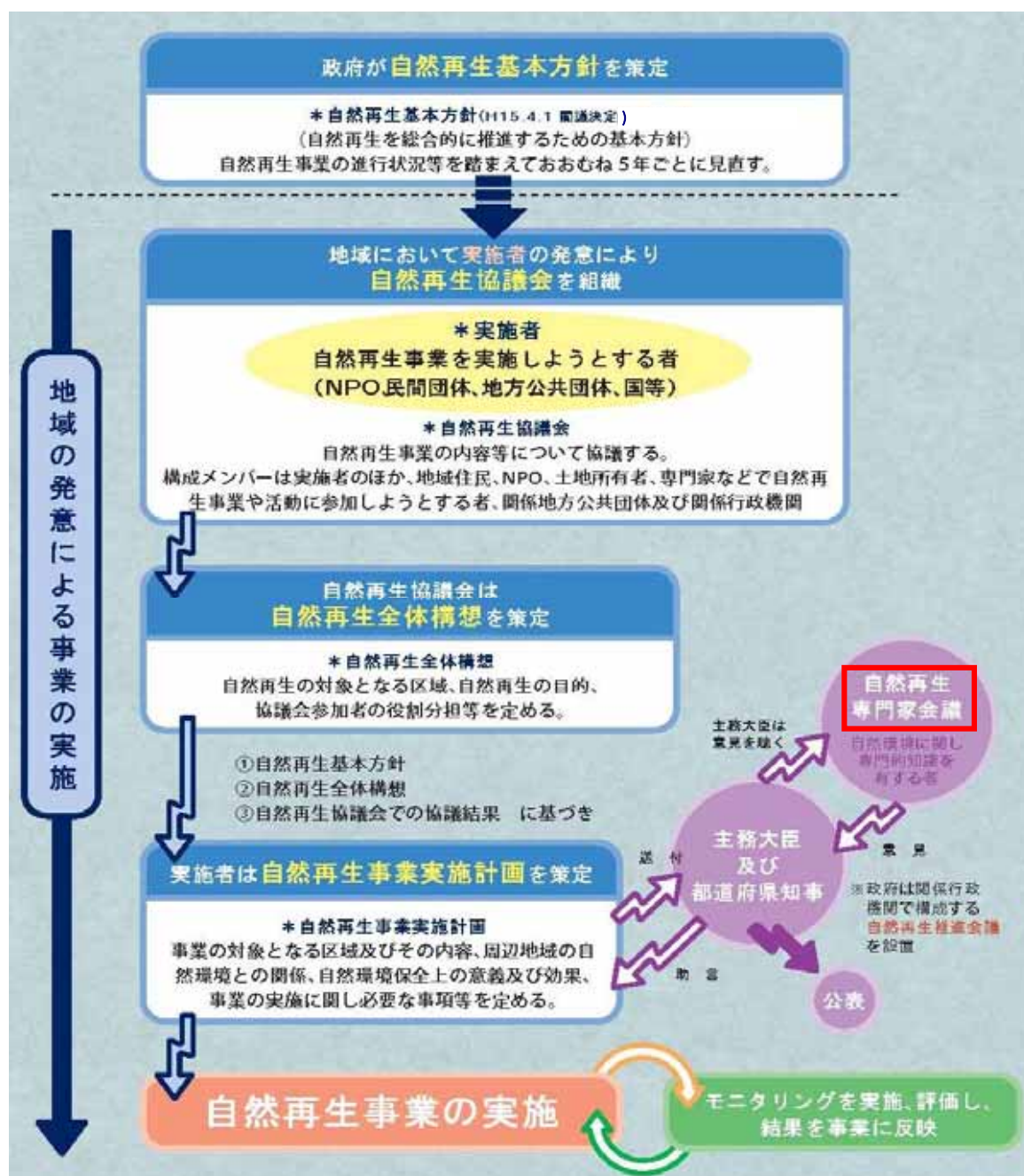


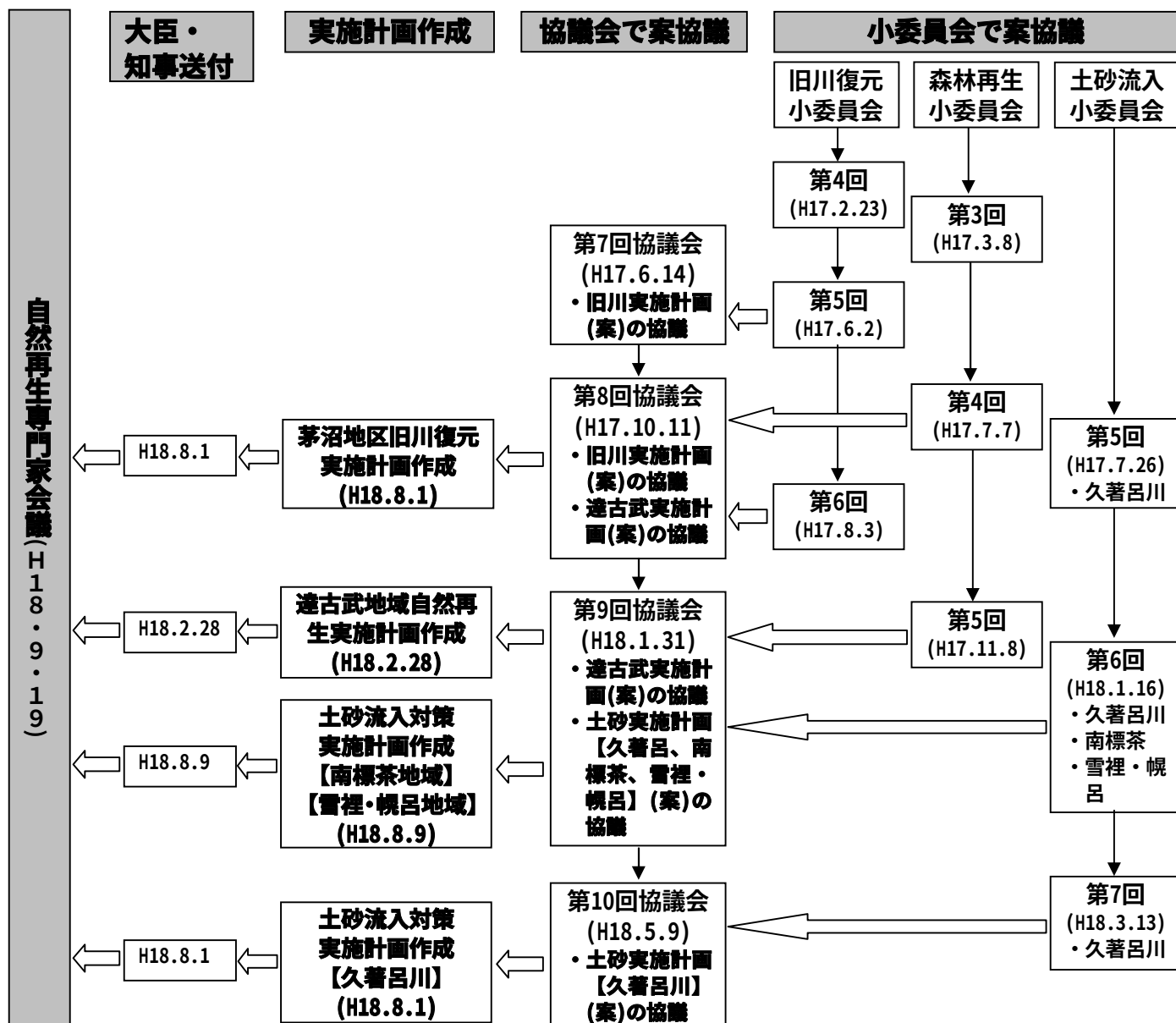
4 実施計画作成の報告

これまでに、釧路湿原自然再生協議会では5つの実施計画(案)について協議され、それらについて協議会として概ね了承された。

自然再生推進法第9条に基づき、各実施者により協議会で協議を行い作成した釧路湿原自然再生実施計画を主務大臣および北海道知事に送付し、それを受け専門家から意見を聞く「自然再生専門家会議」が9月19日に東京都内で開かれた。その結果、主務大臣および北海道知事からの助言はなかった。



自然再生推進法における自然再生事業実施の流れ(自然再生専門家会議の位置づけ)



実施計画名	実施者	実施計画作成日	主務大臣・知事送付日	自然再生専門家会議
達古武地域自然再生実施計画	環境省釧路自然環境事務所	H18.2.28	H18.2.28	H18.9.19
茅沼地区旧川復元実施計画	釧路開発建設部	H18.8.1	H18.8.1	H18.9.19
土砂流入対策実施計画【久著呂川】	釧路開発建設部、北海道釧路土木現業所 他	H18.8.1	H18.8.1	H18.9.19
土砂流入対策(沈砂池)実施計画(南標茶地域)	釧路開発建設部、標茶町、南標茶地区排水路維持管理組合	H18.8.9	H18.8.9	H18.9.19
土砂流入対策(沈砂池)実施計画(雪裡・幌呂地域)	釧路開発建設部、鶴居村	H18.8.9	H18.8.9	H18.9.19